寒河江市告示第５号

寒河江農業振興地域整備計画変更後の計画の決定公告について

寒河江農業振興地域整備計画を農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第１項の規定により変更するので、同条第４項において準用する同法第１２条第１項の規定により公告し、当該変更後の計画を次により常時備え置いて縦覧に供する。

令和７年３月５日

寒河江市長　　齋　藤　真　朗

変更後の寒河江農業振興地域整備計画の縦覧場所

寒河江市役所　農林課

寒河江市中央一丁目９番４５号

農用地利用計画変更箇所

寒　河　江　市

寒河江農業振興地域整備計画（平成３１年３月変更）の中で、
別記　農用地利用計画（１）農用地区域　ア　現況農用地に係る農用地区域に下記を加える。

記

地区・区域 番　　号	区域の範囲	除外する土地	備　考
Ｃ－２	大字中郷	字遠山　２６３８番１ ２６４５番 ２６４７番 ２６６５番	